

関東学園大学紀要

Liberal Arts

第18集

平成22年 3 月

論 説

- オリンピックの象徴性に関する研究—2008北京大会を事例として— …… 石坂 友司 (1)
高瀬 博
井上 一彦
武井 博
- 携帯型商品の普及がもたらした大学生の受講マナー違反の新傾向に関する一考察
…………… 高瀬 博 (21)
石坂 友司
武井 博
井上 一彦
- ドラフトに見るプロ野球戦力均衡化の可能性
…………… 廣川 祐太 (35)
松林 秀樹
- 父性と主体性について …………… 高島 明 (67)
- 大学硬式野球選手のポジション別によるメディカルチェックについての検討
…………… 田口 直樹 (81)
小林 直行
井上 一彦
高瀬 博
- 男子柔道選手の試合時における内股施技に関する分析的研究
—2005年全日本柔道選手権大会を対象として— …………… 竹澤 稔裕 (97)
仲田 直樹
石井 孝法
石川 美久
横山 喬之
野瀬 英豪
- 研究ノート
- e-Learning 形式の経済学講義—正課授業での実践結果— …………… 畔上 秀人 (127)
- 地球科学教育に基づく環境教育 …………… 瀧上 豊 (139)
- 音楽学のゆくえ—歴史学と民族学のはざままで— …………… 安川 智子 (145)

関東学園大学

—〈研究ノート〉—

音楽学のゆくえ —— 歴史学と民族学のはざままで ——

The Future of Musicology: Between Historiography and Ethnology

安川 智子

TOMOKO YASUKAWA

「音楽学」という学問の難しさは、「音楽」という形のない芸術、言葉で表わしがたい領域の芸術を、それとは相入れない論理的な回路で説明しなければいけないという根本的な矛盾にある。ジャン＝ジャック・ナティエが「音楽学の居心地の悪さ」という文章¹⁾の中で語ったその苦しさは、常に音楽学者につきまとい、おそらく最後まで消えることはない。

そのため、音楽学は「音楽の学問」ではなく、「音楽を扱う諸学問」となった。中世以来「数学」のひとつと捉えられていた音楽がパラダイムの変換を受けたのは、18世紀百科全書派の時代、とりわけJ. J. ルソー（1712-1778）以後であろう。過去を扱う人文諸学問が発展した19世紀を通じて、音楽学は、歴史、哲学、文学、考古学、民俗学、民族誌の間で次第に新しい姿を形作られていった。

今日日本でも踏襲されている「音楽学」は、1885年にグイード・アドラーが体系化した「音楽学の範囲、方法、目的²⁾」に多くを負っているが、細分化されつつも、(西洋)音楽史と民族音楽学(音楽民族学³⁾)という二大分野が全体を支えている。しかしながら、蓄積された研究方法の異なる二系統の間には少なからずのわだかまりが存在しており、それは、次第に両分野の境界線が意味をなさなくなってきた現在もなお、完全に排除されたとは言い難い。そのわだかまりとは、歴史的な音楽学が19世紀のドイツにおいて——とりわけベートーヴェンの死後(1827年)——生まれ、発展したのに対して、民族音楽学が拠り所とする民族学は、そもそも19世紀の旅行記や植民地諸国の現地調査報告——たとえばナポレオンのエジプト遠征——から発展した民族誌の方法論を踏襲しているところに発端がある。

西洋音楽史が形成された近代ドイツは、音楽を強力な武器とした国家統一を進めており、バッハやベートーヴェンについての音楽研究(伝記の執筆、文献の収集・整理)が著しく発展して今日の音楽学の基礎を形作っている背景には、こうした西洋至上主義的なナショナリズムが働いている。一方で、民族音楽学の基礎となる民族誌も、当初は非西洋諸国(未開)の音楽

や文化を調査し、西洋に取り入れようとしていた点で、西洋至上主義的傾向がないわけではない。しかしながら、研究方法の精度が高まるにつれ、現地の共同体に溶け込んだ研究者たちは、むしろ外側から西洋の手法を眺めるようになり、そこに民族学の対象となる諸国への侮蔑的眼差しを感じ取って、反発を覚えた。

このように、音楽学という学問そのものが、西洋的産物であるものの、その中でも、ドイツにおける音楽学が歴史的方法に重点を置いているのに対して、植民地帝国であったフランスにおける音楽学が、民族誌的方法を重視し、その蓄積も大きいことは、むしろ当然の結果と言える。今日のフランスにおける音楽学の在り方は、19世紀における複雑な政治的状況をそのまま反映していると言えるだろう。

周知の通り、19世紀のフランスは、啓蒙主義時代の『百科全書』という巨大な遺産を持っており、なかでも J.J. ルソーが自身の執筆した音楽項目を増補・改訂して後に出版した『音楽辞典』(1768) は、19世紀のフランスにおいて、音楽に関する学問的考察の絶対的な基盤となった。しかし、文学的・哲学的領域の一対象にとどまっていた音楽が体系的に学問の対象とされるようになったのには、1871年の普仏戦争敗北が大きく影響している。戦争の結果アルザス・ロレーヌ地方を手に入れたドイツは、同地方のストラスブール大学にて、音楽史講座を開設した(1872)。すでにドイツ流の歴史哲学はフランスに導入されていたが(七月王政期)、音楽史という形でもドイツの方法論が取り入れられ、さらに、モーリス・エマニュエル(1909年よりパリ音楽院の音楽史クラスを担当)は「ドイツの大学における音楽」の調査を行ってレポートするなど、音楽の学問的体系化がドイツに倣い、急速に進められていった。

一方、1871年、パリ音楽院においても音楽史講座が開設される。筆者は、1878年からこの音楽史クラスを担当したブルゴー＝デュクドレ Louis-Albert Bourgault-Ducoudray (1840-1910) の研究に近年取り組んでいるが、ブルゴー＝デュクドレによる調査方法及び教授内容は、民族誌学・民俗学と歴史学の表面的折衷であり、フランスにおいて音楽学が学問として成立する以前の、曖昧模糊とした状況を象徴している。

ブルゴー＝デュクドレのパリ音楽院における講義は、就任直前に行われたパリ万博(1878年)における講演(「ギリシアの音楽における旋法性について」)がもとになっている。植民地の拡大を進めてきた第三共和政最初の万国博覧会において、植民地各国の現地調達物は大々的に展示された。ブルゴー＝デュクドレの講演は、1875年に行われたギリシア・トルコ地域でのフィールドワークに基づいて組み立てられており、基本的には民族誌の方法論に拠っている。しかし、あらかじめ前世紀の J.J. ルソーの思想や、同時代の理論家ゲヴァールト François-Auguste Gevaert (1828-1908) の歴史的研究を参照して筋を作っており、また紹介される音楽素材も、実際にギリシア・トルコ地域で口伝えにより収集したものと、ブルターニュ詩歌集『バルザス・ブレイズ』(1839) や古代ギリシア詩人ピンダロスの「ピュティア祝勝歌」といった文献資料⁴⁾ から抜粋したものが混在している。

歴史研究において実証のための基本的な材料である「文献資料」と、民族学において骨格となる「現地調査」での収集材料を同列に提示する傾向は、20世紀前半においてもまだ見受けられる⁵⁾。時間的・空間的に離れた対象を同時に現前させるという手法は、学問的信頼度に欠けるように思われるが、材料とは扱う人によって「選び取られる」ものである以上、絶対的な信頼に値する資料というのは、そもそも存在しないとも考えることができる。むしろここで注目したいのは、西洋音楽史と民族音楽学の間壁が次第に崩されていく過程にある現在の音楽学から見て、この歴史的・民族学的手法の折衷には、逆に新鮮な要素をも感じ取ることができるということである。

そもそもルソーの考え方を引き継いだ19世紀フランスでは、音楽史ははじめから、比較文化的、あるいは人類学的傾向を持っていた。その典型的な例が、フェティス François-Joseph Fétis (1784-1871) の音楽史である。パリ音楽院及びブリュッセル王立音楽院 (1833年より初代院長を務めた) において、精力的な活動を行った作曲家・教育家のフェティスは、19世紀におけるフランスの音楽の知を決定づけたともいえる。そのフェティスが人生の集大成として執筆したのが、『古代から現代までの音楽史⁶⁾』(1869~1876、全5巻)であった。ジャン・パスラーも述べているように、フェティスは音楽の研究を民族の分類に結びつけ、ある民族の音楽を聞くことによって、その民族の風俗習慣や感情、その他の特徴が判断しやすくなる、と考えた⁷⁾。音楽に対する感性は、人間の脳の形と関係している、というのが彼の持論であった。これは、考古学や民族誌から発展した(文化)人類学の台頭と音楽史の形成が時を同じくし、完全に照応した格好である。

ブルゴー=デュクドレも当然ながら、このフェティスの流れを引き継いでいる。そして、フランスにおける考古学がケルト・アカデミーの設立(1804年)と密接に関係しているように、とりわけ学問的基盤の整っていたブルターニュ地方へ民謡の調査へ赴き(1885)、今度は民俗学的視点を組み合わせることによって「フランスの音楽史」を構築していくのである。

以上のように、19世紀に生まれた「音楽学」は近代ヨーロッパの国家形成と強く結び付いていた。音楽学という分野における先導役を果たしたドイツ、フランスの方法論は、それ自体が歴史性を含んでいる。そこで、近年公刊されたふたつの論文集を紹介することで、英米の研究者たちの「外からの視点」でこの問題を考えてみたい。ひとつは、『西洋音楽と人種』(*Western Music and Race*. Ed. by Julie Brown, Cambridge University Press, 2007)、もうひとつは『フランスの音楽、文化、ナショナル・アイデンティティ』(*French Music, Culture, and National Identity: 1870-1939*. Ed. by Barbara Kelly, Rochester, N.Y.: University of Rochester Press, 2008)である。

前者のタイトルとなっている「race」という言葉は、19世紀において重要な言葉である。フェティスも、ブルゴー=デュクドレも、この「種族(人種) race」という言葉を非常によく使う。

『19世紀ラルース大辞典⁸⁾』には、「民族 *ethnie*」という言葉は存在しないため(*ethnie*は、

1896年にジョルジュ・ヴァシェ・ド・ラプージュが『社会的選別』で初めて用いた)、当時の「race」は、今日であれば「民族」と呼ぶような概念も包括していた⁹⁾。そして当時の「人種 race」とは、人類学の成果であり、当時の人類学とは、分類学であった。19世紀ラールの「race」の項には、「われわれの見解」として、例えば次のような文が見られる。「二、ある種の野蛮な人種とある種の文明化された人種のあいだにある相違は、それらの野蛮な人種と類人猿とのあいだにある相違より、大きいものがある。」「五、それぞれの土地には固有の動植物が生息する。同様に土着の人種というものが存在するのだが、その大方は消滅してしまったか、さもなければ消滅の途上にある。」「六、人類学という言葉、最も広い意味にとるとして、人類の種を分類することができるのは、この人類学を措いて他にない¹⁰⁾。」

こうした時代的背景を考慮に入れると、『西洋音楽と人種 Music and Race』という論文集のタイトルは、19世紀～20世紀における西洋音楽¹¹⁾と、その時代に成立した西洋音楽史に国家主義的色彩が強いこと、またその結果非西洋圏に対して差別的態度をとってきたことを鋭く示唆している。そして人種の学である人類学(民族学)に基づく民族音楽学がなぜ西洋音楽史と対立的立場を取ってきたかも容易に納得がいく。こうした歴史事情を踏まえると、この論文集に集められた論考は、ドイツ、フランス、スペイン、イタリア、英国、北アメリカの音楽を対象として、むしろこれまでに存在していた「西洋音楽史」と「民族音楽学」の枠を取り払おうという研究意識で執筆されているように思われる。

もうひとつの論文集『フランスの音楽、文化、ナショナル・アイデンティティ』は、研究対象を同時代(1870-1939)のフランスに絞り、まさに19世紀のフランス音楽が国家のアイデンティティと結びついていたことを前面に打ち出したタイトルとなっている。フランス第三共和政下の音楽をナショナリズム¹²⁾との関係で考察する研究は、ここ10年もっとも成果の上があった領域のひとつであり、この論文集は、これまで個別に積み重ねられてきた事例の満を持しての総括であるとも言える。これまでのフランスにおける音楽学の中間的方法論は、19世紀の音楽史がドイツ中心の音楽史であることに異議を唱える手段を持っていなかったように思われる。それは、同じくナショナリスティックな観点を帯びてしまうという点で、19世紀的音楽史の生産的批判とならなかったからであるが、こうした英米の研究者によるフランスの音楽への切り込みは、ヨーロッパ内部、そしてヨーロッパとアジア、その他の世界各国とのバランスを、本当の意味で対等に保つ上で、ひとつのステップとなるだろう。

さて、このようにフランスを中心とした事例を述べたのは、筆者自身がフランスを対象とした音楽の研究を行い、またフランスの音楽学を学んだためである。しかし現在の日本で、フランスを対象とした音楽研究を進めながら痛感するのは、文献や資料と格闘する歴史学と、現地調査を重視する民族学の板挟みの立場であり、そのどちらにも完全に属することのないような、宙吊り感である。フランスは「西洋」の一国であり、フランスの音楽は当然西洋音楽のひとつに数えられるが、一方で、植民地帝国であった歴史への反省から、非西洋諸国への気遣い

もきわめて強い。そうした中間的立場は、近代において西洋化されたアジアの一国である日本にも通ずるものであり、日本において音楽学に携わるといことは、この二重構造の中に身を置いて、非常に複雑なアイデンティティを自らに強いることになる。

しかしながら、「西洋の音楽」が「その他の民族音楽」から区別されるかのような音楽学の状態に、民族音楽学側から異議を唱えられて久しく、すでに西洋の音楽も一民族の音楽としてとらえた「世界音楽」という言葉も定着しつつある。西洋音楽史と民族音楽学という領域区分に疑問を呈する声も多く、実際に大学における講座区分で、両者を横断する研究を行いたい学生が少なくないことも¹³⁾、時代が進んだことを示している。

音楽学は西洋近代の産物として、すでに時代遅れなのだろうか。今後の音楽学は衰退の一途を辿るのだろうか。西洋音楽史と民族音楽学の中間的立場から眺めるならば、むしろ音楽学の現状には、新しさと豊かさを感じる。学問内部における対立が、互いの方法論的蓄積を供給し合いながら融和されていく傾向は、より大きな問題に面して協力し合おうという、危機に対する反応であるかもしれない。しかし音楽学の救いは、対象となる音楽そのものが、根本的には学問的事情、すなわち政治的事情から完全に超越したところにあるという点であろう。わたしたちは、「音楽」を対象として切り刻み、料理する方法を模索するのではなく、「音楽に学ぶ」意識を持って人間の行く道を見据える方法論を開拓することで、音楽学という学問の新たな存在意義を見出すことができるのではないだろうか。

注

- 1) ジャン=ジャック・ナティエ『音楽研究人生：音楽と言語をめぐる仮想対話』添田里子訳、春秋社、2005年所収。
- 2) "Umfang, Methode und Ziel der Musikwissenschaft," *Vierteljahrsschrift für Musikwissenschaft*, I, 1885. アードラーは1919年に『音楽史の方法 Methode der Musikgeschichte』においてこの内容を補訂し、音楽学を歴史的分野と体系的分野に大別して、さらにそれぞれの下位区分を設けた。
- 3) 従来「民族音楽学」は「民族学」と「音楽学」の融合としてとらえるべき分野であるが、「民族音楽」の学と誤解されることが多いため、柘植元一氏を中心に、「音楽民族学」という名称が主張された(柘植元一『世界音楽への招待——民族音楽学入門』音楽之友社、1991年、324頁)。
- 4) 「ピュティア祝勝歌」にいたっては、古代文献そのものではなく、ゲヴァールトの『古代の音楽の歴史と理論』(Francois-Auguste Gevaert, *Histoire et théorie de la musique de l'antiquité*, Gand, Annot-Braeckmann, I, 1875 [Georg Olms, 1965], p. 142) に掲載されたものから引用している。
- 5) たとえば1907年に創刊された雑誌『フランスの歌』は、その目的が「人々の記憶の中であれ、図書館の中であれ、ばらばらになったフランスの歌という宝を集め、その出版と演奏を推進していくこと」(下線は筆者による)とある(Charles Bordes, Bourgault-Ducoudray, A. Brun, Gabriel Fauré, André Hallays, Vincent d'Indy, Pierre Lalo, Frédéric Mistral, Périllhou, Julien Tiersot, *Les chansons de France*, Paris, A. Rouart, 1907-1913 (Genève-Paris: Editions Slatkine, 1980), p. 2.)。
- 6) François-Joseph Fétis, *Histoire générale de la musique: depuis les temps les plus anciens jusqu'à nos jours*. Paris: Librairie de Firmin-Didot Frères, 1869-1876 (t.1-t.5).
- 7) Jann Pasler, "Race and nation: musical acclimatisation and the chansons populaires in Third Republic France," *Western Music and Race*, Cambridge University Press, 2007, p. 147.
- 8) Pierre Larousse, *Grand dictionnaire universel du XIXe siècle*, Slatkine, 1982 (Administration du Grand

dictionnaire universel, 1874).

- 9) 工藤庸子『ヨーロッパ文明批判序説：植民地・共和国・オリエンタリズム』東京：東京大学出版会、2003年、254頁。
- 10) 同書、264頁。
- 11) 編集者であるジュリー・ブラウンは、この論文集の範囲を「ワーグナーの死から国家社会主義とヨーロッパ各地におけるファシズムの台頭まで」と定めている。
- 12) ナショナリズムという言葉は概念的にも歴史的にも含みが多いため、筆者は論文集のタイトルにもある「ナショナル・アイデンティティ」という言葉が、この時代のフランス音楽を語る上ではふさわしいと考えている。
- 13) たとえば筆者が所属している東京芸術大学を念頭に置いている。